

七尾市森林整備計画

計画期間

自	令和	7年	4月	1日
至	令和17年	3月	31日	

令和7年3月樹立

石川県
七尾市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	- 1 -
1	森林整備の現状と課題	- 1 -
2	森林整備の基本方針	- 2 -
	（1）地域の目指すべき森林資源の姿	- 2 -
	（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	- 2 -
3	森林施業の合理化に関する基本方針	- 4 -
II	森林の整備に関する事項	- 5 -
第 1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	- 5 -
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	- 5 -
2	樹種別の立木の標準伐期齢	- 7 -
3	その他必要な事項	- 7 -
第 2	造林に関する事項	- 7 -
1	人工造林に関する事項	- 8 -
	（1）人工造林の対象樹種	- 8 -
	（2）人工造林の標準的な方法	- 8 -
	（3）伐採跡地の人工造林をすべき期間	- 9 -
2	天然更新に関する事項	- 10 -
	（1）天然更新を行う森林について	- 10 -
	（2）天然更新の対象樹種	- 10 -
	（3）天然更新の標準的な方法	- 10 -
	（4）伐採跡地の天然更新をすべき期間	- 12 -
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	- 12 -
	（1）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	- 12 -
	（2）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	- 12 -
4	森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	- 12 -
	（1）更新に係る対象樹種	- 12 -
	（2）生育し得る最大の立木の本数として想定される本数	- 12 -
第 3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	- 13 -
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	- 13 -
2	保育の作業種別の標準的な方法	- 13 -
3	その他必要な事項	- 14 -
第 4	公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項	- 14 -
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	- 14 -

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	14
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林	15
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	17
(1) 区域の設定	17
(2) 森林施業の方法	17
3 その他必要な事項	23
(1) 希少な鳥類の生息環境の保全	23
(2) 多種多様な生物の生育・生息環境の保全	23
第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	24
1 路網の整備に関する事項	24
(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	24
(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項	24
(3) 基幹路網の維持管理に関する事項	25
第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	25
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	25
2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	26
3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	26
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	26
(1) 基本的事項	26
(2) 森林経営管理制度の進め方	27
第7 森林施業の共同化の促進に関する事項	27
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	27
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	27
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	28
第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項	28
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	28
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	28
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	29
Ⅲ 森林の保護に関する事項	30
第1 鳥獣害の防止に関する事項	30
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	30
2 その他必要な事項	30

第 2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	- 30 -
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法.....	- 30 -
2	鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）	- 31 -
3	林野火災の予防の方法	- 31 -
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項.....	- 31 -
5	その他必要な事項	- 31 -
	（1）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林....	- 31 -
	（2）その他	- 31 -
IV	その他森林の整備のために必要な事項.....	- 32 -
1	森林経営計画の作成に関する事項	- 32 -
	（1）路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域.....	- 32 -
	（2）その他	- 32 -
2	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	- 33 -
	（1）基本的な考え方.....	- 33 -
	（2）森林経営管理事業（概略）	- 33 -
3	森林の保全に関する事項	- 34 -
4	その他必要な事項	- 34 -

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

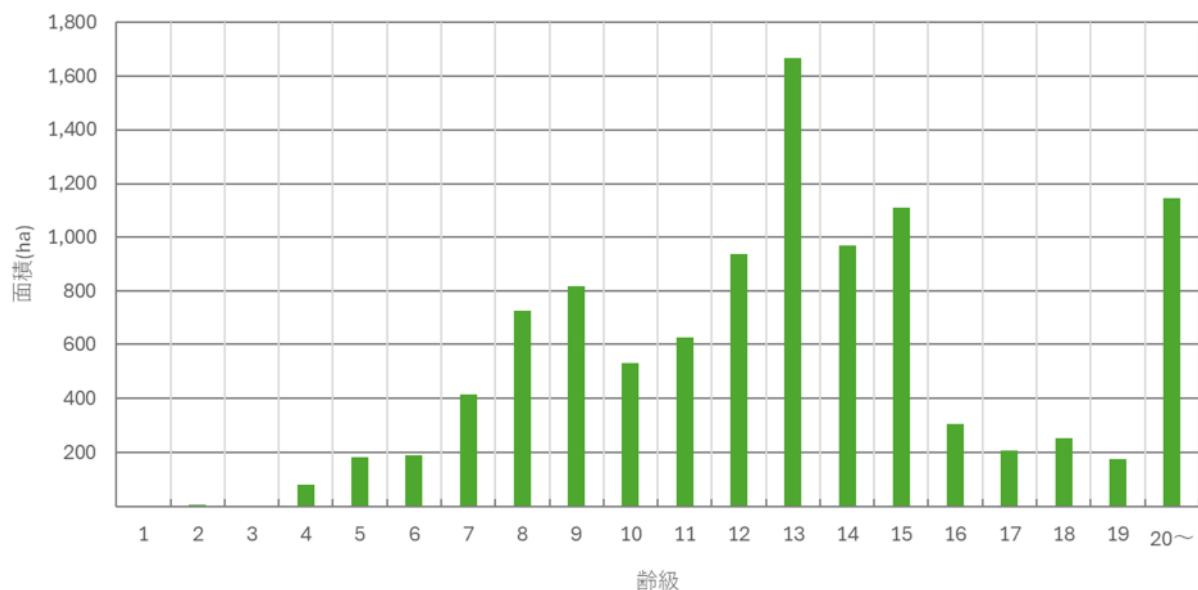
1 森林整備の現状と課題

本市は、日本海に突出した能登半島の中央部東海岸側に位置し、東西約 25 km、南北に約 27 km の方形をしており、市東部は富山湾に臨み、西部は羽咋郡志賀町、南部は鹿島郡中能登町及び富山県氷見市、北部は鳳珠郡穴水町に隣接し、北東部は七尾南湾を隔てて能登島が位置している。

総土地面積は 31,826ha あり、そのうち森林面積は 20,291ha で、総土地面積の約 64% を占めている。森林面積のうち、人工林 10,335ha、天然林 9,002ha、人工林率は約 51% であり、県平均の 40% を大きく上回っている。

人工林のうち主な樹種は、スギ 7,427ha・アテ 1,269ha・ヒノキ 703ha となっており、齢級構成は 13 齢級をピークとし、森林資源の成熟化が進む一方で、人工林の 23% を占める 45 年生以下の若い林分についても、今後、保育・間伐等の森林施業を適正に実施していくことが重要であり、施業の共同化・組織化を図るとともに、高性能林業機械の導入と路網整備を図り、森林施業の合理化を進める。

また、能登島地区はアカマツ林が地区全体の約 4 割を占めている区域である。このアカマツ林から、平成 10 年頃までは多くのマツタケが収穫されていたが、昭和 60 年頃からの松くい虫による害虫被害や平成 3 年の台風 19 号による倒伏被害により、松林に多大な被害が発生したことから、マツタケの収穫が年々減少し、近年ではほとんど収穫されていない状況である。この現状を打開するためには、松くい虫の被害が発生している松林においては森林病虫害防除事業により松林を保護するとともに、マツタケ山の再生を図る必要がある。



令和 4 年度末人工林の齢級毎の面積（七尾市）
（齢級とは林齢を 5 か年毎にまとめたもの。林齢 1～5 年生を 1 齢級）

一方、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、甚大な被害が生じ、林道などの林業に欠かせない施設の損壊や山腹崩壊、林業の担い手不足に拍車がかかるなど産業存続に大きな影響をもたらしている。そのため、施設復旧はもとより、今後の創造的復興や林業従事者の確保・育成が急務となっている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、地球環境保全機能及び木材等生産の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて区分することとする。この区分を踏まえ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、主として森林施業車両の走行を想定する林業専用道の整備を計画的に推進し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及及び定着を図るとともに、施業の集約化に努めることとする。なお、成熟期に達した森林にあたっては、森林の有する機能を十分に発揮させながら、持続可能な森林経営のためにも計画的な主伐と植栽による確実な更新に努める。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能毎の整備及び保全の目標並びに重視すべき機能に応じた森林の区分毎の森林整備及び保全の基本方針については、次表のとおり定める。

森林の有する機能	森林整備の基本的考え方及び森林施業の推進方策
水源涵養機能 かん	・ 主要河川の上流やダム、ため池の周辺に位置する森林 ・ 森林の機能の評価区分のうち水源涵養機能が高である森林及びその周辺の森林 ・ 水源かん養保安林及びその周辺の森林 等
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	・ 地すべりや土砂流出の危険性が高い荒廃地等の森林 ・ 森林の機能の評価区分のうち山地災害防止機能が高である森林及びその周辺の森林 ・ 土砂流出防止保安林、土砂崩壊防備保安林及びその周辺の森林 ・ 地すべり防止地区、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及びその周辺の森林 ・ 山地災害危険地区（なだれ除く）及びその周辺の森林 等
快適環境形成機能	・ 都市近郊にあって地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林 ・ 海岸または道路の周辺にあって、風雪や飛砂、騒音や粉じん等の影響を緩和している森林 ・ 森林の機能の評価区分のうち、生活環境保全機能が高である森林及びその周辺の森林 ・ 防風、防霧、防潮保安林及びその周辺の森林 ・ なだれ防止保安林、なだれ危険地区及びその周辺の森林 等
保健・ レクリエーション 機能	・ 観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林 ・ キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林 ・ 学習や林業体験等の教育的利用の場として利用されている森林 ・ 森林の機能の評価区分の保健文化機能が高であり、保健・レクリエーション機能を重視した森林及びその周辺の森林 等
文化機能	・ 史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林 ・ 森林の機能の評価区分の保健文化機能が高であり、文化機能を重視した森林及びその周辺の森林 ・ 風致保安林 等

生物多様性 保全機能	・ 原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林 ・ 陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林 ・ 野生生物のための回廊（移動経路）として機能している森林 等
木材等生産機能	・ 木材生産を目的とする人工造林により造成された森林 ・ 土地の生産力が高く（森林の木材等生産機能の評価区分が高）、材木の成長が良い森林 ・ 路網密度が高いもしくは今後の整備計画があり、木材等の搬出に有利な森林 ・ 薪炭、きのこ原木、粗朶（そだ）等の用途に供されている森林 ・ きのこと、山菜、その他原材料等の生産地として利用されている森林 等

さらに、森林の機能に関わらず、令和6年能登半島地震からの創造的復興に向けた取り組みにおいては、林道及び山腹崩壊等の復旧に向けた整備を進めるとともに、被災によりさらなる担い手不足が懸念される林業従事者を確保・育成する。また、減少の一途をたどっている能登ヒバの資源量回復を図るため、苗木生産を促進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県・市・森林所有者・森林組合等で相互間の連絡を密にして、森林情報（森林所有者情報、境界情報、森林資源情報等）の共有の推進、境界の明確化の推進、普及啓発活動の促進、森林経営計画の普及・定着、施業や経営の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある林業経営体による施業の集約化を図る。

また、林業後継者の育成、林業機械化の促進などを図り、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進する。

なお、森林の適正な管理のために、森林の所有者に関する各種法令に基づく届出や、伐採および造林に関する届出の周知徹底に努める。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐にあたっては、「人工林における主伐と更新伐に関する指針」（平成 29 年度、石川県農林総合研究センター）を参照するものとする。

皆伐の択伐の区別及びそれぞれの留意事項については下記のとおりとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1 箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては 40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるにあたっては、以下のア～キに留意する。

ア 伐採区域について、保安林その他法令等による規制や市森林整備計画の条件等を確認し、作業を実施する際には、届出報告等法令順守に努める。

イ 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

ウ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

エ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

オ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

カ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

キ 持続的な林業の確立に向けて、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努める。

また、集材については、県が定める「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

ク 花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の発生源となるスギ等の伐採・植え替え等に努める。

(ア) 育成単層林施業

育成単層林施業は傾斜が急なところ、風害、雪害等の気象害の恐れがあるところは避け、確実に林地の更新が図られるところについて行うものとする。

皆伐については、人工造林を実施する箇所又は気候等の自然的条件からみて森林の造成が確実である箇所について行うものとする。

皆伐後天然更新を行う森林は、アカマツ等の森林であって、天然下種更新が確実な林分及びコナラ、クヌギ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分、または前生稚樹が生育していて更新が確実な林分を対象とするものとする。

林地の保全及び公益的機能を考慮して、1箇所あたりの伐採面積を適切な規模とするとともに、伐採箇所についても努めて分散を図ることとする。また、林地の保全、落石等の防止、風害、雪害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

皆伐後天然更新を行う場合は、1箇所当りの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、天然下種更新の場合には、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるために10～3月の間に伐採するものとする。また、前生稚樹を用いて更新を図る場合は、その保残を図ることとする。

主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採することとする。

(イ) 育成複層林施業

育成複層林施業は、気候等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られるところについて行うものとする。

上木の伐採にあたっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、上木の成

長や立地条件を勘案して行うこととする。

特に手入れ不足人工林の公益的機能を確保する目的で育成複層林施業を実施する場合には、下層木の植栽・育成等の障害となる林木等に対して、本数率で40%以上を目安とし受光伐などの伐採を行い、針広混交林に誘導するものとする。

(ウ) 天然生林施業

天然生林施業は、気候等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確に更新及び森林の諸機能の維持増進が図られるところについて行うものとする。

立木の伐採に当たっては、育成複層林施業の留意事項と同様とする。

国土の保全、自然環境の保全、種の保存のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

2 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種							
	スギ	ヒノキ	マツ	カラマツ	ヒバ (ア テ)	モミ その他 針葉樹	用材林の 広葉樹	薪炭・キノ コ原木等の 広葉樹
全 域	45 年	50 年	40 年	40 年	50 年	50 年	65 年	8 ～25 年

注 1) 標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めた。

2) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

3 その他必要な事項

立木竹の伐採にあたっては、森林法第10条の8により、森林の伐採及び伐採後の造林が、「市町村森林整備計画」に適合して適切に行われるか確認するために事前に伐採及び伐採後の造林の届出書を提出する必要がある。ただし、森林法第15条により、森林経営計画の認定を受けた森林において計画に従って伐採する場合は、事後の届出が必要となる。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

また再造林の低コスト化を推進するため、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

加えて、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）や広葉樹の植栽、針広混交林への誘導に努めることとする。

（１）人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は下記に定めるものを標準とし、適地適木を旨として森林の地利条件を勘案して決定する。

また、苗木の選定に当たっては、特定苗木など成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めることとする。

区 分		樹 種 名	備 考
人工造林 の 対象樹種		（針葉樹） スギ、ヒノキ、アテ、モミ、マツ、カラマツ （広葉樹） キリ、クヌギ、コナラ、ウルシ、ケヤキ、キハダ	

注）定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は七尾市産業部農林水産課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

（２）人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ha当たりの標準的な植栽本数を植栽するものとする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）	備 考
スギ ヒノキ	密仕立て	3, 0 0 0	
	中仕立て	2, 5 0 0	
	疎仕立て	1, 5 0 0～2, 0 0 0	
アテ	密仕立て	2, 5 0 0	
	中仕立て	2, 0 0 0	

	疎仕立て	1, 5 0 0	
マ ツ		1, 5 0 0～3, 5 0 0	海岸林以外での植栽本数
コナラ クヌギ		1, 5 0 0～5, 0 0 0	
ケヤキ		1, 5 0 0～6, 0 0 0	

- 注) 1 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、標準的な植栽本数のうち、「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。
- 2 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は七尾市産業部農林水産課とも相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地ごしらえの方法	全刈り地拵えを原則とし、刈り払ったものは植栽や保育作業の支障とならないよう、等高線沿いに集積する。なお、急傾斜地等で雪の葡行が予想される林地や風衝の林地では、筋刈り地拵えを行い林地の保全に配慮するものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とするが、樹種により急傾斜地で雪の葡行害が予測される箇所については三角植えとする。
植栽の時期	春植えは4月～6月中旬まで、秋植えは10月～12月を行うことを原則とするが、コンテナ苗の場合は通年植栽が可能である。 注) コンテナ苗は通年植栽が可能であるが、樹種や環境などによっては、真夏・厳寒期・新芽の時期は避けた方がよい。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の公益的機能の維持及び早期回復を確実にするために、人工造林を伴うものにあつては伐採後原則として2年以内に更新するものとする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採後おおむね5年以内に更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新を行う森林について

天然更新を行う森林については、気候、地形、土壌等の自然条件、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の森林の現況および林業技術体系等から判断する。

(2) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、県内に自生する高木性樹種を基本とし、下表を参考に選定するものとする。

天然更新の対象樹種	ナラ類、ブナ、カシ類、クリ、ケヤキ、エノキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、シデ類、カンバ類、クルミ類、カエデ類、タブノキ、モチノキ、スギ、ヒノキ類、マツ類、モミ類など高木性の樹種を基本とする。 ただし、ヤナギ類、ハンノキ類、ヤシヤブシ類、ウルシ、ハゼノキ、アカメガシワ、カラスザンショウなどの先駆性樹種も含めた幅広い樹種を対象とする。
うち、ぼう芽による更新が可能な樹種	ナラ類、ブナ、カシ類、クリ、ケヤキ、エノキ、カツラ、ホオノキ、シデ類、サクラ類、カエデ類、ハンノキ類、ヤシヤブシ類、ウルシ など

(注) ニセアカシアについて、稀少在来植物を駆逐するなど生態系に多大な影響を与える恐れがある場所では、更新対象樹種としないこと。

(3) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

樹種に応じて不要木の除去、地がき（天然下種更新）、ぼう芽整理（ぼう芽更新）等の更新補助作業を行うこと、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行う。

また、更新完了の成否は下記更新完了基準により判断するものとし、更新が完了しない場合には、上記手法等により確実に更新を図るものとする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
前項に定める樹種	10,000本

天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
刈出し	刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
植込み	植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。
芽かき	切り株から出た芽のうち、成長のよいものを2～3本残して、残りを間引きすることとする。

イ その他天然更新の方法

樹種に応じて不要木の除去、地がき（天然下種更新）、ぼう芽整理（ぼう芽更新）等の更新補助作業を行うこと、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行う。

また、更新完了の成否は下記更新完了基準により判断するものとし、更新が完了しない場合には、上記手法等により確実に更新を図るものとする。

天然更新完了基準

区 分	内 容	
判定時期	伐採後5年以内	
判定基準	立木度* ¹	3以上
	高さ	周辺の植生の草丈（更新樹種の生存、生長を阻害する競合植物）の高さに一定程度の余裕高を見込む* ² 。
対象樹種	前項に定める範囲内で、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種を定めるものとする。	

- * 1 立木度＝（現在の林分の本数）／（成立期待本数）の十分率。
 ただし、成立期待本数＝10,000 本とする。
 この時、立木度 3 ならば、 $3 / 10 \times 10,000 = 3,000$ 本の本数が必要となる。
- * 2 参考例：平均草丈 10cm → 平均稚樹高 50cm 以上
 平均草丈 50cm → 平均稚樹高 150cm 以上

（４）伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採後 5 年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

（２）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

（１）更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の（１）による。

イ 天然更新の場合

2 の（１）による。

（２）生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地において、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は 10,000 本とする。

また、その本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（ただし草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）が更新されているよう、不足本数を植栽するものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体制	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)						標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目		
スギ ヒノキ	蜜仕立て	3,000	16	22	30	40	60	80	間伐は、本数または材積で概ね 10～30%とする。 不良木の除去と林木の適正配置により森林全体としての健全な育成を図ることを基本とし、同時に間伐木の利用に配慮して選定する。	平均的な間伐の実施時期の間隔の年数 ・標準伐期齢 未満 10 年 ・標準伐期齢 以上 15 年
	中仕立て	2,500	18	26	32	50	60	80		
	疎仕立て	1,500～2,000	20	40	60					
アテ	蜜仕立て	2,500	27	35	45	55	65	80		
	中仕立て	2,000	29	37	47	57	67	80		
	疎仕立て	1,500	20	40	60					

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の 種 類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数															標 準 的 な 方 法	備 考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
下 刈	スギ・ヒノキ		1	1	1	1	1	1	1								植栽木が下草より抜け出るまで行う。	
	ア テ		1	1	1	1	1	1	1								実施時期は、6～7月頃を目安とする。	
つる切	スギ・ヒノキ					1	1	1	1		1					1	下刈り終了後、つるの繁殖の状況に応じて行う。	
	ア テ													1			実施時期は、6～7月頃を目安とする。	
除 伐	スギ・ヒノキ										1					1	造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入 や形成不良木を除去する。	
	ア テ													1				
雪起し	スギ・ヒノキ		1	1	1	1	1	1	1	1	1						2年生については、根踏みを行う。	現地の積雪深等 必要に応じて実 施する。
	ア テ		1				1	1	1	1	1						実施時期は、3～4月頃を目安とする。	
枝打ち		第 1 種					第 2 種					第 3 種					病害虫等の発生を予防するとともに、材の完満度を 高め、優良材を得るために行う。 第1種枝打ち高さ 1. 5 m程度 第2種枝打ち高さ 3. 5 m程度 第3種枝打ち高さ 6. 0 m程度	
	ス ギ	1 6 年生					2 1 年生					2 7 年生						
	ヒ ノ キ	1 8 年生					2 3 年生					3 2 年生						
	ア テ	2 3 年生					2 8 年生					3 6 年生						

注) 保育の種類によっては、立木の生育状況と生育環境を鑑み、期間や回数を減らし、低コスト林業を図る。

3 その他必要な事項

1 及び 3 に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は別表 1 のように整理するものとするほか、間伐又は保育に必要な事項について記載する。

(1) 保育、間伐等により人為を加えることによって複数の樹冠層を構成する森林へ誘導することが可能である次の場合は積極的に育成複層林施業を導入するよう留意することとする。

ア 人工林（育成単層林）内に既に天然木が生育しており、間伐、保育等により天然木の占める割合（材積歩合又は面積歩合）が 25%以上占め、複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。

イ 天然林（天然生林）において既に更新樹が生育しており、保育、間伐等により複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。

(2) 除伐、間伐にあつては、目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存し育成すること。

(3) 間伐の基準は、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。
この範囲において、立木の過密状況が著しい人工林において、公益的機能を維持するために間伐を実施する場合には、本数間伐率 30%以上の間伐を位置づけることができるものとする。

第 4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表 1 により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に 10 年を加えた林齢を定めるものとする。森林の区域については、別表 2 により定めるものとする。

森林の伐期齢の下限 （標準伐期齢＋10 年）

区 域	樹 種							
	スギ	ヒノキ	マツ	カラマツ	ヒバ (ア テ)	モミ その他 針葉樹	用材林の 広葉樹	薪炭・キノ コ原木等の 広葉樹
全 域	55 年	60 年	50 年	50 年	60 年	60 年	75 年	25 年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表 1 により定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生す

る裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

それ以外の森林については複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する森林として定める。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壤等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所等の森林等
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限 (標準伐期齢×2×0.8)

区 域	樹 種							
	スギ	ヒノキ	マツ	カラマツ	ヒバ (ア テ)	モミ その他 針葉樹	用材林の 広葉樹	薪炭・キノ コ原木等の 広葉樹
全 域	72 年	80 年	64 年	64 年	80 年	80 年	104 年	30 年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表 1 により定めるものとする。

また、本区域のうち、特に効率的な施業が可能な森林を別表 1 により定めるものとする。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な施業が可能な森林のうち人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行い、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めるものとする。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	七尾地区 1031～1071、1079～1083、1114、1118～1122、1125、1127、 1129～1136、1150～1174 林班の全部	3,747.93
	田鶴浜地区 2002、2003、2005、2016～2018、2020～2024、2027～2034 林班の全部	999.94
	中島地区 3001～3021、3023～3053、3065～3067、3087～3092、3097～3118 3123～3126 林班の全部	4,931.74
	計	9,679.61
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	七尾地区 1030～1033、1035、1040、1042～1049、1051～1084、 1106～1120、1123、1124、1126、1128、1130、1131、1136、1137、 1139、1142～1147、1150、1151、1153～1157、1159、1160、1163 1165～1173、1175、1177、1180、1183～1187 林班の全部	4,372.26
	田鶴浜地区 2002、2006、2010、2020、2026、2028～2034 林班の全部	587.7
	中島地区 3001～3007、3013～3015、3018、3021、3023、3024、3029～3035、 3037～3042、3044～3046、3050～3062、3065、3081、 3089～3091、3094、3099、3107～3113、3123 林班の全部	3,586.68
	計	8,546.64
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	七尾地区 1002～1006、1012～1014、1021～1024、1027～1029、1044、 1046、1048、1053、1056～1059、1062～1065、1080～1084 1108、1109、1111、1112、1115～1117、1123、1124、1128、 1137～1140、1144、1148、1177、1181、1182、1188、1190、 1194、1195 林班の全部	2,214.35
	田鶴浜地区 2001、2004、2010～2015、2019、2025、2036 林班の全部	456.62
	中島地区 3071～3078、3082、3083、3095、3120、3121、3130、3131 林班の全部	810.49
	能登島地区 4001、4003～4007、4010～4013、4016～4018、4026、 4028～4040、4045～4048 林班の全部	1680.85
	計	5,162.31
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0

区分	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	七尾地区 1007～1011、1015～1020、1025～1028、1034～1041、 1068～1079、1085～1107、1119、1122、1133～1136、1151、 1155、1158、1161、1162、1164、1171、1174、1178、 1182～1188、1194、1195 林班の全部	3,539.02
	田鶴浜地区 2002、2003、2005、2008、2009、2013～2015、2017、2018、 2028 林班の全部	551.99
	中島地区 3001、3004、3007～3010、3015、3017、3020、3021、3024、 3026～3028、3030～3034、3036～3038、3040～3044、 3046～3051、3062～3070、3080～3082、3084～3090、 3092～3094、3096～3102、3104～3107、3111、3112、 3114～3119、3122～3128 林班の全部	4,596.77
	能登島地区 4008～4011、4013、4015、4019、4020、4022～4024、 4041～4044 林班の全部	1,041.79
	計	9,729.57
特に効率的な施業が可能な森林	3007 林班の一部 (詳細は七尾市森林整備計画 ゾーニング図のとおり)	3.96

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	七尾地区 1031～1071、1079～1083、1114、1118～1122、1125、1127、 1129～1136、1150～1174 林班の全部	3,747.93
	田鶴浜地区 2002、2003、2005、2016、2017、2020～2024、2027～2034 林班の全部	939.98
	中島地区 3001～3021、3023～3053、3065～3067、3087～3092、3097～3118 3123～3126 林班の全部	4,931.74
	計	9,619.65
長伐期施業を推進すべき森林	七尾地区 1002～1006、1012～1014、1021～1024、1027～1033、1035、1040、 1042～1049、1051～1084、1106～1120、1123、1124、1126、1128、 1130、1131、1136～1140、1142～1148、1150、1151、1153～1157、 1159、1160、1163、1165～1173、1175、1177、1180～1182、1188、 1190、1194、1195	5,075.17
	田鶴浜地区 2001、2002、2004、2006、2010～2015、2019、2020、2025、2026、2028 ～2034、2036	1,006.64

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
		中島地区 3001～3007、3013～3015、3018、3021、3023、3024、3029～3035、 3037～3042、3044～3046、3050～3062、3065、3071～3078、3081～ 3083、3089～3091、3094、3095、3099、3107～3113、3120、3121、 3123、3130、3131	4, 502. 37
		能登島地区 4001、4003～4007、4010～4013、4016～4018、4025、4027～4040、 4045～4048	1, 716. 32
		計	12, 300. 50
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	七尾地区 1004-99・102、1007-22、9-6・9、1010-64・107、1011-33・35・44、 1014-イ-124、1016-7・11、1017-119、1020-2・4・6・7・12・66、 1021-237・238・246、1022-1・23・25・26・32、1023-49、1024-51、 1025-38・96・104、1026-1・25・160・211、1027-151、1028-36・129、 1029-28、1031-214・226・227・235・237、1032-3・57・120・177、 1033-141、1039-103、1044-120・138、1045-イ-238・247、1046-146、 1051-イ-100、1074-64・131・134・135・228・229・260、1091-136、1092- 52、1093-136、1094-94・171・173・189・200・211・222・255・256・258・259・ 277・286・287・289・290・322・387・389・433・434・440～445・493・565・ 566・573・576・577・612・684、1095-49・117・118、1097-157、102- 6・56、1104-10・53、1105-8、1112-61、1113-31、1114-65、1119-62、 1145-28、1147-14・29・134、1148-1・3・9～12・20、1151-25・112・ 115・119、1153-46、1162-23・24・50・51 林小班 ただし、上記の林小班のうち県有林（県行造林）、林業公社造林地の 区域を除く。	87. 65
		田鶴浜地区 2001-111、2002-259、2003-68・69・76～78・82、2004-4・11・28・ 67・125～128・268・338・339、2005-11、2006-10・59、2007-23・79・ 145、2009-2・3・15・16・18・19・21、2010-133、2013-12・88、2016- 40、2017-191～193・208、19-36、2020-0・78、2025-85～87、2032- 34、2033-9・14・21、2034-17・27、2035-14、2036-37・38 林小班 ただし、上記の林小班のうち県有林（県行造林）、林業公社造林地の 区域を除く。	60. 71
		中島地区 3001-イ-22・71、3002-イ-73・84・85、3003-ロ-228・277、3004-215、 3009-70、3010-157、3034-72、3058-イ-28、3059-イ-6・10、3061-イ- 10・12・14、3061-ロ-4・9・11、3063-イ-8・24・26、3064-イ-1・ 12、3064-ハ-14、3065-イ-47、3066-21、3068-イ-1・28、3069-イ- 15・20、3078-42、3080-60・86、3081-78、3082-50・96・108・117・ 155、3091-14・43、3092-59、3095-109、3096-34・93・94・96、3113- 59・60、3122-14・21・23・63・93・115、3127-63・71、3128-57・60、 3131-70 林小班 ただし、上記の林小班のうち県有林（県行造林）、林業公社造林地の 区域を除く。	94. 42

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
		能登島地区 4030-イ-11、4043-ニ-17 林小班	0.92
		計	243.70
		七尾地区 1013-23～25、1014-ロ-0、1024-27・30、1030-0・81・92～94・181・183～187・221・228・230～235・259・264～285、1031-0・4～6・10～12・15・17～19・36・44・45・65・70・182・218・283～285・287・289～296・304・305・309・310・313～315、1032-0・136・175・202・203、1033-1～5・7～9・11・13・20～22・24・59～61・63・81・89・90・96・97・99・111～115・117・118・125・129・179・181～183、44-69～74・115・146～148・150・151・156・162・174・176～179・188・231・265・266・277・278・284・295・296・298～300・303・306・327・332・339、1045-イ-50・51・64・68・74・227、1045-ロ-8・29・111～114、1046-0・50・66・67、1048-0・180～183・186～191・210～216・366・439～441、1050-42・117・118・130～132・144、1051-イ-168・171・172・174～186・189～193、1053-218・265・269・270・281・282、1054-7、1060-4・13～18・20・21・24・28・29・76～80・85～96・106～108・111～116、1061-15・69～94、1062-1・3～7・9・15・16・22・23・25～34・49～63・73～93・113～120、1063-118、1064-33～46・98～107・134、1065-64・68・72・73・75・158、1066-71・74～76・80・81・124、1067-65・66・124・125・127～134・139・142・144～148、1068-55～60、1073-0・214、1074-0、1084-49、1087-293～296、1091-0・140～142・159、1092-22～26・36、1094-331、1103-イ-91、1108-0・139・309、1109-1～6・8～15・46・100、1111-36・37・87・91・95～97、1112-116・118・119・121～123、1116-イ-9・19、1123-36・44・45、1124-3・6・9・13・15・16・18～28・30・31・38～40・44・46・47・49～60、1129-1、1130-67・73～75、1131-100・146～148、1145-43・47・50・51・59・61～63・69、1148-0・303・307、1150-62、1151-5・6・9、1154-53・55・96・97・101・102・104・105、1155-18、1156-34・35・38・53・54・68・69、1175-1～3・5～8・11～14・16～19・23～31・33～35・37・54・57・76～79・81～84・91～95、1176-17・24・26・33・113～115・117～120、1183-260 林小班 ただし、上記の林小班のうち県有林（県行造林）、林業公社造林地の区域を除く。	219.12
		田鶴浜地区 2004-47～51、2017-0・9～11・16・24 林小班	4.51
		中島地区 3003-ロ-127～132・142、3027-33・36、3028-20、3029-1・9、44-43～46・57・60、3045-40・42、3049-イ-3～11、3052-2・4・8～12・32・36、3053-1・2・4・5・7・8・10・15～18、3054-1・2・4・5・7～14・16・28・31・32・40・42～50・53・60～64・75・98・99・110～115・118、3060-ハ-27、3063-0、3063-ロ-28、3071-0、3073-0、3075-ロ-30、3075-ニ-1～36、3076-イ-0・86・97、3083-0、3083-イ-4・5・14～19・26・31、3092-0・64～68、3095-0、3120-0、3120-ハ-83、3121-150・155・193～196・200・201、3130-189、3131-0・77・116 林小班	164.76

施業の方法			森林の区域	面積（ha）
			ただし、上記の林小班のうち県有林（県行造林）、林業公社造林地の区域を除く。	
			能登島地区 4013-ハ-66～72、4013-352、4017-ロ-82～84、4018-イ-70、4018-ハ-61、4020-イ-156、4020-ハ-17、4020-ニ-0・106・151・154・156・158、4029-0・89・168～172、4030-イ-0・36・143・145～160、4038-274～278 林小班 ただし、上記の林小班のうち県有林（県行造林）、林業公社造林地の区域を除く。	11.04
			計	399.43
			特定広葉樹の育成を行う森林施業をすべき森林	該当なし

3 その他必要な事項

(1) 希少な鳥類の生息環境の保全

希少な鳥類の生息環境を保全するため、生息区域における森林施業の方法について、次の点に留意する。

①営巣木確保の観点から、アカマツ、モミ、スギ等の大径木の育成、保全に努めるとともに、枯損木や折損木は、森林病虫害の防除等に支障のない限り伐採せずに保残に努める。

②「間伐等の森林整備における猛禽類への対応マニュアル」に基づき、適切な調査、施業に努める。

(2) 多種多様な生物の生育・生息環境の保全

全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、間伐の実施はもとより、針広混交林化、小面積皆伐・再造林等の組み合わせにより、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されるように努める。

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

- (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)
緩傾斜地 (0～15°)	車両系 作業システム	110m/ha 以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系 作業システム	85m/ha 以上
	架線系 作業システム	25m/ha 以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系 作業システム	60<50>m/ha 以上
	架線系 作業システム	20<15>m/ha 以上
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5m/ha 以上

上記表を基本とするが、土質や林床植生の状況、さらには送電線や付近の施設の存在等の条件も考慮して決定するものとする。

なお、作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、別添の図面のとおりである。

※〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

- (2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設に係る留意点

安全確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規定（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、石川県林業専用道作設指針（平成22年10月25日森管第2591号）に則り開設するものとする。

② 基幹路網の整備計画

開設/拡張	種類	(区分)	位置	路線名	(延長及び箇所)	(利用区域面積)	うち前半5年分	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	中島町大平	安俱崎線	—	100ha		①	
開設	自動車道	林業専用道	多根町	多根4号線	—	25ha	○	②	
開設	自動車道	林業専用道	鶴浦町	鶴浦2号線	—	43ha	○	③	
開設	自動車道	林業専用道	中島町河内	河内2号線	—	12ha	○	④	
開設計				4路線	3km				
拡張(改良)	自動車道	林道	中島町小牧	別所岳線	—	518ha	○	△1	
拡張(改良)	自動車道	林道	三引町	三引線	—	217ha	○	△2	
拡張(改良)	自動車道	林道	古府町	城石線	—	388ha	○	△3	
拡張(改良)計				3路線	9箇所				

イ 細部路網の整備に関する事項

① 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本とし、石川県森林作業道実施要領（令和2年4月20日森管第234号）に則り開設するものとする。

② その他必要な事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理するものとする。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

現在、実施している「地区推進員制度」のように、森林所有者と林業事業体をつなぐ地域ぐるみの体制の整備を推進し、集団間伐等共同して行う森林施業の確実な実施を図る。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

市、森林組合等による地域協議会等の開催、普及啓発活動の促進、施業や経営の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある林業経営体や林業事業体への施業・経営の集約化を図るとともに、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図る。

林業事業体の中で、安定的・効率的な事業実施に向けた取組に対する意欲の高い森林組合、造林事業体、素材生産事業体に焦点を当て、その育成強化を図る。

特に、地域の事業体や森林整備の実行体制の状況に応じて、意欲の高い事業体間の適切な競合関係のもと、事業連携や合併等を進めることにより、①森林組合を核とした組織、②造林事業体を核とした組織など、地域の実態に応じた効率的な組織体制の構築を図る。

ドローンや航空レーザ測量で取得した高精度な森林情報や地形情報等を基盤とした、A Iによる森林境界の推定並びにドローンやI C Tを活用した施業提案や森林経営計画の作成を推進し、面的にまとまりのある施業地の確保を図る。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

経営意欲が低く自ら森林の施業・経営を行えない所有者の森林については、このような地域の中核的担い手組織による森林経営計画の策定を推進することにより、森林の施業・経営の長期受委託を促進し、安定的な事業量の確保等による担い手組織の経営基盤強化や、団地的な施業の確保による低コスト化を図る。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 基本的事項

森林所有者自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、七尾市森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法と整合性に留意する。

(2) 森林経営管理制度の進め方

①意向調査

地域の実情を踏まえて調査範囲を設定し、当該森林の所有者に対し森林管理に関する意向調査を行う。意向調査は複数年で計画的に実施するものとする。

②調査結果を踏まえた対応

経営管理意向調査において森林所有者が経営管理権集積計画の作成を希望した森林、森林所有者から市町村に経営管理権集積計画の作成申出があった森林について、必要かつ適当と認める場合は経営管理権集積計画を作成する。

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有者の大半は5ha未満の小規模所有であり、森林施業を計画的・重点的に行うため、市・森林組合・森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、各集落に実行責任者たる集落リーダーを配置し、集落単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、集落単位での森林の施業委託を図っていくこととする。

特に本市の林業労働力の担い手である森林組合等意欲と能力のある林業経営者への施業委託の推進により、資本の整備や執行体制の強化及び作業班の強化等事業実施体制の整備を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本市で、林家個人で伐採・造林・保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

そのため、施業実施協定の締結を促進し、造林・保育及び間伐等を森林組合等意欲と能力のある林業経営者に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとする。森林管理に対して消極的な森林所有者については、地区集会等への参加を呼びかけ森林施業の必要性を説明するとともに、不在村森林所有者については、市及び森林組合がダイレクトメール等を利用して、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととする。

森林施業の共同化等施業の合理化を推進するため、市町、農林総合事務所（林業普及指導員）、森林施業プランナー等が連携し森林所有者等への普及啓発活動を強化する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

次の事項に留意して作成すること。

ア 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲のある林業事業体等への共同委託により実施することを旨とすること。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。

ウ 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、森林組合等林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並の労働条件の確保等雇用条件の改善を進めるとともに、事業量の安定確保、経営の多角化、合併・協業化、生産性の向上等の事業体の育成対策や、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった施業計画の作成の中核を担う森林施業プランナー、単純技能だけではなく、マネジメント能力や高性能林業機械の操作技術など多様かつ総合的な技術を有する基幹的就労者の養成等の事業とを一体的・総合的に促進する。

また、経営方針の明確化、林業経営基盤の強化による地域林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体の育成、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、林業事業体への新規就業の円滑化のための支援措置を促進する。**地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に取り組むよう努める。**

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

ア 人工林資源が収穫期を迎え、間伐等の素材生産を効率的に行う高性能林業機械と高密度路網による低コスト間伐施業システムの推進を図る。作業方法は、チェーンソー（伐採）→グラップルまたはハーベスタ（集材）→プロセッサまたはハーベ

スタ（造材）→フォワーダ（積込・運搬）を標準とし、地形に応じた路網を中心とした作業システムを推進する。

- イ 小規模で分散している間伐等の施業地を集団化するため、森林所有者に対する間伐等の施業の提案や地区単位に施業を推進する協力員の配置などを推進する。
- ウ 民間機械メーカ等との連携により、素材生産用機械だけでなく、造林、育林用機械を含め、地形等の条件に適合し、森林施業に効率化や労働災害の減少等に資する高性能、小型及び軽量、安価な林業機械の開発導入を図る。
- エ 素材生産部門については、素材生産事業体と森林組合などと連携を進め事業体の協同組合化など組織化を進め、高性能林業機械を活用したシステムによる効率的な素材生産が実施できる体制の構築を図る。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将 来
間伐 主伐	伐 倒	チェーンソー、ハーベスタ	チェーンソー、ハーベスタ
	造 材	チェーンソー、プロセッサ、ハーベスタ	チェーンソー、プロセッサ、ハーベスタ
	集 材	フォワーダ	フォワーダ、タワーヤーダ
造 林 保育等	地拵・下刈	鎌、刈払機、チェーンソー	刈払機、チェーンソー、グラップル
	枝 打	ナタ、ノコギリ、動力枝打機	動力枝打機、自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

- ア 地域材の産地化などについて関係者の合意形成に努め、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図る。
- イ 素材生産量の増加に伴う曲がり材等の有効利用を進めるため、合板原料等での利用を推進する。
- ウ 令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材や森林経営が営まれた森林から生産されたものであることが証明された木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めるものとする。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害防止森林区域の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）は、ニホンジカを基本とし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣（クマ等）を対象とすることができるものとする。

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

区域の設定対象とする森林は、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し、被害発生のおそれがあるなど、対象鳥獣による被害を防止するための措置を実施すべき森林のうち、人工林であるものを基本とするが、地域における森林資源の状況に応じて、天然林も含めることができるものとする。なお、区域は林班を単位として設定するものとする。また、区域は対象鳥獣の別に設定することとし、対象鳥獣ごとの区域を重複して設定できるものとする。

第2期ニホンジカ管理計画（平成30年3月、石川県）によると、ニホンジカの生息分布拡大状況調査（2015年、環境省）では能登地域での目撃もあり、徐々に分布が拡大しているものの、令和6年度現在、七尾市においては被害報告がないため、鳥獣害防止森林区域は該当なしとする。

2 その他必要な事項

森林に被害を与える鳥獣が見られ得た場合は、その被害の状況や各種調査等に基づき、早急に区域及び鳥獣害の防止の方法を定める。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

森林病虫害の駆除及び予防の方針については、保安林等の特に公益的機能の高い森林やその周辺森林について、松くい虫等の森林病虫害による被害発生の予防対策や復旧対策等を適切に実施する。

また、本市における松くい虫の被害面積は、近年横ばいではあるが依然として高齢級の松林を中心に被害が発生しており、森林病虫害防除事業により被害木の伐倒駆除、薬剤散布等を実施することにより、被害地域の拡大防止に努めているところであり、地域住民に対する啓蒙活動を積極的に行い、地域と一体になった健全な森林育成に努めることとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

近年増加しつつある野生動物による森林被害については、必要な予防対策の実施に加え、生息状況の調査や集落周辺の森林の整備を通じたバッファゾーン（緩衝地帯）の設置等によって、森林被害の拡大防止を図る。

3 林野火災の予防の方法

林野火災による森林被害を未然に防止するため、春先の入山者が多い時期に林野火災予防のパトロールを行うほか、防火標識の設置やポスター等により地域住民への普及啓発を図る。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する際は、「七尾市及び中能登町における火入れに関する条例（平成25年3月25日第48条）」を踏まえ、火入れの目的、火入れの方法等に留意する。

5 その他必要な事項

（1）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備 考
七尾地区 1・2 林班 田鶴浜地区 16・17・32～35 林班 中島地区 40・90・91 林班 能登島地区 6～11・14・15・17・19・25・27・28・43～46 林班	松くい虫による病虫害の被害を受けており、伐倒駆除・捕植等を行う。

注）病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採を促進することにつき、市長が個別に判断するものとする。

（2）その他

県、市町及び森林組合等の林業事業体職員のほか、地域住民の協力を得ながら、森林病獣害虫等による被害や山火事等の早期発見に努め、適切な措置を講ずることとする。

Ⅳ その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第 33 条 1 号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
七尾 1	1001～1029、1182～1195、2011～2015、2026 林班	1, 922. 86
七尾 2	1030～1050 林班	1, 040. 65
七尾 3	1051～1072、1078～1083 林班	995. 03
七尾 4	1073～1077、1084～1114 林班	1, 653. 52
七尾 5	1115～1181 林班	2, 831. 23
田鶴浜	2001～2010、2016～2025、2027～2036 林班	1, 422. 99
中島 1	3001～3037、3041～3051 林班	2, 740. 30
中島 2	3038～3040、3052～3082、3090～3094 林班	2, 476. 66
中島 3	3083～3089、3095～3131 林班	2, 374. 18
能登島	4001～4048 林班	2, 833. 97
計		20, 291. 39

(2) その他

森林経営計画を作成するにあたり、次に掲げる事項について、特に注意して計画すべきものとする。

- (ア) Ⅱの第 2 の 3 の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (イ) Ⅱの第 4 の公益的機能別施業森林の施業方法
- (ウ) Ⅱの第 6 の 3 の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第 7 の 3 と共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (エ) Ⅲの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

また、経営管理実施権が設定された森林は、林業経営者が森林経営計画の作成に努めるものとする。

2 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 基本的な考え方

七尾市内の森林整備については、森林所有者による適切な経営管理を森林経営計画の策定等を通じて促すこととする。一方、適切な経営管理が行われておらず、森林所有者による自発的な施業が困難な森林については、森林の有する山地災害防止機能等の多面的機能の高度発揮を図るため、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていくこととする。

(2) 森林経営管理事業（概略）

①対象森林

森林経営管理制度の対象となる森林は、地域森林計画対象森林の私有林人工林で、適切な経営管理が行われていない森林。

②意向調査

①の対象森林の所有者に対し、当該森林の経営管理の状況や今後の経営管理の意向について調査を行う。

③経営管理権の設定

意向調査の結果、市に経営の委託を希望する回答があった森林については、現況調査等を実施し、必要かつ適当と認める場合には、経営管理権集積計画を策定し、経営管理権を設定する。

④経営管理の実施

林業経営に適すると判断される森林は、意欲と能力のある林業経営者と協議の上、経営管理実施権は配分計画を定め、経営管理実施権を設定し、経営管理を再委託する。また、林業経営に適さないと判断される森林は、市により除伐・間伐及び巡視を実施する。

経営管理権の設定状況

令和 年度	所在	現況		経営管理実施 権設定の有無
		面積(ha)	樹種	
元年度	中島町別所	4.49	スギ	無
2年度	能登島向田町 ほか	32.00	スギ、ヒノキ、アテ	無
3年度	中島町谷内 ほか	8.95	スギ、アテ、ヒノキ	無
4年度	中島町上島 ほか	11.75	スギ、ヒノキ	無
5年度	中島町外 ほか	7.18	スギ、ヒノキ、アテ	無

3 森林の保全に関する事項

土石の切り取り、盛土その他の土地の形質の変更にあたっては、森林の保全に十分留意する。また、太陽光発電設備の設置にあたっては、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された許可基準の適正な運用を行うとともに、説明会など地域住民の理解を得る取組を実施するように配慮するものとする。加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、県と連携し制度を厳正に運用する。

4 その他必要な事項

七尾市森林整備計画の推進は、森林所有者等に対する助言・指導、森林の経営の受託又は委託に必要な情報提供及びあっせんを適切に行いつつ、新たに森林の土地の所有者となった者の届け出、伐採及び伐採後の造林の届け出、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告、施業の勧告、森林経営計画制度、森林経営管理制度等の的確な運用を図るとともに、七尾市森林整備計画の内容に基づき、造林、間伐、林道の整備等を推進する森林整備事業等の補助事業や市単独事業を効果的に実施するなど、各種森林・林業施策を総合的・計画的に推進して行うものとする。